

志太広域事務組合公告

志太広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年志太広域事務組合条例第 1 号）第 6 条の規定により、令和 6 年度における志太広域事務組合の人事行政の運営状況の概要及び公平委員会の業務状況を公表する。

令和 7 年 10 月 31 日

志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道

志太広域事務組合の人事行政の運営状況について

1 任免及び人数に関する状況

- (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (令和7年4月1日現在)

| 区 分 部 門 | | 職 員 数 (人) | | | 主な増減理由 |
|------------|--------|-----------|-------|-------|---------------------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 対前年増減 | |
| 一般会計 | 事務部局 | 28 | 27 | △1 | フルタイム再任用職員の任期満了による減 |
| | 消防関係 | 258 | 263 | 5 | 東分署日勤救急隊新設による増 |
| 特別会計 | 看護専門学校 | 14 | 14 | 0 | |
| 合 計 | | 301 | 304 | 4 | |

- (2) 採用及び退職の状況 (令和6年度)

| 区 分 部 門 | | 採用 (人) | 離 職 (人) | | | | | | | | |
|------------|--------|-----------|---------|----|----|----|------|-----|----|----|----|
| | | | 退 職 | | | | | 免 職 | | 失職 | 合計 |
| | | | 定年 | 勸奨 | 普通 | 死亡 | 任期満了 | 分限 | 懲戒 | | |
| 一般会計 | 事務部局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 消防関係 | 10 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 特別会計 | 看護専門学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | | 10 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |

(注) 採用は 令和6年4月2日から令和7年4月1日の間に採用した者の人数である。

退職は、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に退職した者の人数である。

- (3) 定員適正化のための数値目標及び進捗状況

事務部局は、構成市等からの職員派遣により効率的な業務運営に取り組んでいる。

消防関係は、令和6年度に作成した志太消防本部消防力整備計画の「重点施策1 組織の効率的・効果的な運営」に基づき、職員配置の適正化や人材の確保に取り組んでいる。

2 人事評価の状況 (令和6年度)

| 区 分 | 概 要 |
|-------|----------------------------------|
| 全 職 員 | 全職員を対象に人事評価を試行し、人事管理の手法について研究した。 |

3 給与の状況

- (1) 人件費の状況 (令和6年度普通会計決算)

| 歳出額 (A) | 人件費 (B) | 人件費率 (B/A) |
|--------------|--------------|------------|
| 8,453,360 千円 | 2,226,791 千円 | 26.3% |

(注) 人件費に共済費 426,106 千円は含まない。

- (2) 職員給与費の状況 (令和7年度普通会計当初予算) (単位：千円)

| 職員数(人) A | 職 員 給 与 費 | | | | 一人当たり給与費 B/A |
|----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 315 人 | 1,262,618 | 465,084 | 534,254 | 2,261,956 | 7,181 |

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和7年4月1日現在)

| 区分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|-------|----------|----------|-------|
| 一般行政職 | 355,230円 | 437,203円 | 47.9歳 |
| 消防職 | 327,912円 | 446,145円 | 39.0歳 |

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等)の合計である。

(4) 初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

| 区分 | | 志太広域事務組合 | 国(一般職) |
|-----|-----|----------|----------|
| 消防職 | 高校卒 | 201,000円 | 188,000円 |
| | 大学卒 | 225,600円 | 220,000円 |

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和7年4月1日現在)

| 区分 | | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 |
|-------|-----|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | —円 | —円 | —円 |
| | 高校卒 | —円 | —円 | —円 |
| 消防職 | 大学卒 | 287,400円 | 319,000円 | 369,000円 |
| | 高校卒 | 261,300円 | 297,000円 | —円 |

(注) 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数である。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和7年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数(人) | 構成比(%) |
|----|----------------------|--------|--------|
| 1級 | 事務員・技術員の職務 | 0 | 0.0 |
| 2級 | 主事・技師の職務 | 1 | 3.5 |
| 3級 | 主任主事・主任技師の職務 | 6 | 20.7 |
| 4級 | 主査の職務 | 5 | 17.2 |
| 5級 | 係長・主任主査の職務 | 4 | 13.8 |
| 6級 | 主幹の職務 | 7 | 24.1 |
| 7級 | 課長の職務又はこれに相当する職務 | 4 | 13.8 |
| 8級 | 部長、次長の職務又はこれらに相当する職務 | 2 | 6.9 |
| 計 | | 29 | 100.0 |

(注1) 「職員の給与に関する条例」に基づく一般行政職給料表の級区分による職員数である。

(注2) 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 期末・勤勉手当の状況 (令和7年4月1日現在) (単位：月分)

| 区分 | 志太広域事務組合 | | | 国 | | |
|------|----------|------|------|------|------|------|
| | 期末手当 | 勤勉手当 | 計 | 期末手当 | 勤勉手当 | 計 |
| 6月期 | 1.25 | 1.05 | 2.30 | 1.25 | 1.05 | 2.30 |
| 12月期 | 1.25 | 1.05 | 2.30 | 1.25 | 1.05 | 2.30 |
| 計 | 2.50 | 2.10 | 4.60 | 2.50 | 2.10 | 4.60 |

(8) 退職手当の状況 (令和7年4月1日現在)

| 区 分 | 志太広域事務組合 | | 国 | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| | 自己都合 | 勸奨・定年 | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 | 39.7575月分 | 47.709月分 |
| 最高限度 | 47.709月分 | 47.709月分 | 47.709月分 | 47.709月分 |
| 1人当たりの平均支給額 | 2,119千円 | 25,794千円 | — | |

(注) 1人当たりの平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

(9) その他の主な手当の内容

ア 地域手当

(令和7年4月1日現在)

| | |
|---------------------------|---------|
| 支給率 | 3.0% |
| 1人当たり平均支給年額 (令和6年度普通会計決算) | 129.9千円 |

イ 特殊勤務手当

(令和7年4月1日現在)

| 区 分 | 全 職 種 |
|------------------------------|--|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 76.7% |
| 1人当たり平均支給年額 (令和6年度普通会計決算) | 48.3千円 |
| 手当の種類 (手当数) | 12 |
| 代表的な手当の名称及び支給額 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務手当 火葬業務 日額 900円 <li style="padding-left: 20px;">その他業務 日額 600円 ・教務手当 月額 40,000円 ・救急活動手当 1回 200円 ・救急救命士手当 1回 500円 ・災害応急対策等派遣手当 日額 1,800円 ・出動手当 1回 500円 ・潜水作業手当 1回 500円 ・機関員手当 消防車両 1当務 250円 <li style="padding-left: 20px;">船舶 1回 250円 |

ウ 時間外勤務手当 (令和5年度及び令和6年度普通会計決算)

| | | |
|-------|-----------|----------|
| 令和6年度 | 支給総額 | 88,633千円 |
| | 1人当たり支給年額 | 312.1千円 |
| 令和5年度 | 支給総額 | 87,405千円 |
| | 1人当たり支給年額 | 314.4千円 |

エ 扶養手当、住居手当及び通勤手当

(令和7年4月1日現在)

| | 内 容 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 |
|------|---------------------|----------|---------------------|
| 扶養手当 | 配偶者 3,000円 | 異なる | 行政職給料表 (一) 8級相当職の職員 |
| | 子 11,500円 | | 配偶者 0円 |
| | 父母等 6,500円 | | 父母等 3,500円 |
| | 満16歳の年度初めから満22歳の年度末 | | |
| | までの子1人につき 5,000円加算 | | |

| | | | |
|------|---|-----|---|
| 住居手当 | [借家・借間居住者] 支給対象者 16,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 全額支給限度額 11,000円 2分の1加算限度額 17,000円 最高支給限度額 28,000円 | 同じ | |
| 通勤手当 | [交通機関等利用者] 最高支給限度額 55,000円 [交通用具等使用者] 片道2km以上 4km未満 5,500円 片道4km以上 6km未満 7,400円 片道6km以上 8km未満 9,300円 片道8km以上10km未満 11,200円 片道10km以上12km未満 13,200円 片道12km以上15km未満 15,000円 片道15km以上20km未満 17,300円 片道20km以上25km未満 19,300円 片道25km以上30km未満 21,200円 片道30km以上35km未満 23,200円 片道35km以上40km未満 25,500円 片道40km 27,800円 駐車場料金を負担する者 4,000円 [併用者(交通機関と交通用具)] 最高支給限度額 55,000円 | 異なる | [交通機関等利用者] 最高支給限度額 *150,000円 *新幹線等利用者は特別料金等の額を含む [交通用具使用者] 片道5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,200円 片道10km以上15km未満 7,100円 片道15km以上20km未満 10,000円 片道20km以上25km未満 12,900円 片道25km以上30km未満 15,800円 片道30km以上35km未満 18,700円 片道35km以上40km未満 21,600円 片道40km以上45km未満 24,400円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円 片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円 最高支給限度額 75,000円 |

(10) 特別職の給与等の状況

(令和7年4月1日現在)

| 区分 | | 報酬年額 | 期末手当の支給割合 | |
|-----|---------|---------|-----------|------|
| 報酬 | 管理者 | 30,000円 | 6月期 | — 月分 |
| | | | 12月期 | — 月分 |
| | | | 計 | — 月分 |
| | 副管理者 | 27,000円 | 6月期 | — 月分 |
| | | | 12月期 | — 月分 |
| 計 | | | — 月分 | |
| 議長 | 24,000円 | 6月期 | — 月分 | |
| 副議長 | 21,000円 | 12月期 | — 月分 | |
| 議員 | 18,000円 | 計 | — 月分 | |

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況 (令和7年度)

| 勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|--------|-------|--------|------------------|
| 7時間45分 | 8時30分 | 17時15分 | 12時00分から13時00分まで |

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和6年度）

| | |
|-------|-----------------|
| 区 分 | 一人当たり 平均使用日数 |
| 管理者部局 | 11.1日 |
| 消防関係 | 12.1日 |

(3) 特別休暇等の導入状況

（令和7年4月1日現在）

| 名 称 | 概 要 |
|-------|---|
| 特別休暇等 | <p>次に掲げる特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>ア 負傷・疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ない場合</p> <p>イ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合</p> <p>ウ 証人、裁判員、鑑定人、参考人等として国会、裁判所等へ出頭する場合</p> <p>エ 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として、その登録の申出又は提供に伴い、必要な検査、入院等をする場合</p> <p>オ 自発的に、かつ、報酬を得ないで、被災者及び身体上又は精神上的の障害がある者等を支援する社会に貢献する活動を行う場合</p> <p>カ 結婚する場合</p> <p>キ 8週間以内に出産する予定である場合</p> <p>ク 出産後8週間</p> <p>ケ 生後1年に達しない子を育てるための授乳等を行う場合</p> <p>コ 配偶者が出産する場合</p> <p>サ 配偶者の出産予定日の6週間前から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間に、小学校就学前の子の養育を行う場合</p> <p>シ 忌引の場合</p> <p>ス 父母の追悼のための特別な行事を行う場合</p> <p>セ 夏季における心身の健康の維持等を図る場合</p> <p>ソ 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失又は損壊した場合</p> <p>タ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合</p> <p>チ 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合</p> <p>ツ 生理日において勤務が困難である場合</p> <p>テ 通勤利用する交通機関の混雑が母体又は胎児に影響を与える場合</p> <p>ト 妊産婦が定期検診を受ける場合</p> <p>ナ 業務が母体又は胎児に影響があると認められる場合</p> <p>ニ 妊娠に起因する障害のため、勤務することが困難である場合</p> <p>ヌ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又はシャ断、感染症の患者に対する入院勧告その他感染症予防上必要な措置により勤務することが不相当である場合</p> <p>ネ 職員の親族が負傷又は疾病のため、看護が必要となった場合</p> <p>ノ 心身の健康の維持及び増進又は仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当である場合</p> <p>ハ 配偶者、父母等の介護のため、勤務しないことが相当である場合</p> <p>ヒ 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当である場合</p> |

（注）取得要件、取得日数等は、「志太広域事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」により定められている。

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数（令和6年度）

| 区 分 | | 育児休業（人） | 部分休業（人） |
|-------|----|---------|---------|
| 管理者部局 | 男性 | 0 | 0 |
| | 女性 | 0 | 0 |
| 消防関係 | 男性 | 6 | 0 |
| | 女性 | 0 | 0 |

（注）当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数である。

5 職員の休業に関する状況

修学部分休業、自己啓発等休業、配偶者動同行休業等 0名

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和6年度） (単位：人)

| 区 分 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合計 |
|-------|----|----|----|----|----|
| 管理者部局 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 消防関係 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |

（注）分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分をいう。

(2) 懲戒処分者数（令和6年度） (単位：人)

| 区 分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|-------|----|----|----|----|----|
| 管理者部局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 消防関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

（注）懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分をいう。

7 サービスの状況

(1) サービス規律遵守のための取組み（令和6年度）

| 区 分 | 取 組 内 容 |
|-----|--|
| 全職員 | < 綱紀粛正に関する通知等 > ・安全確認の徹底について（4月） ・交通安全の徹底に関する通知（5月） ・綱紀粛正の徹底について（4月、12月） ・衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規律の確保について（10月） |

(2) 兼職・兼業の許可件数（令和6年度） (単位：件数)

| 区 分 | 許可件数 | 主な許可事例 |
|-------|------|-------------------|
| 管理者部局 | 2 | 消防団活動、賃貸駐車場管理 |
| 消防関係 | 2 | 高校生のスポーツ指導、不動産の賃貸 |

（注）上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものである。

8 退職管理の状況

志太広域事務組合等への再任用 1名

※組合を昨年度定年退職した者で、再就職した者が対象

9 研修の状況

(1) 職員研修の概要等（令和6年度）

| 区 分 | 概 要 |
|-------|--|
| 全 体 | 交通安全研修 |
| 管理者部局 | 関係市等が実施する研修に職員を派遣するとともに、専門的な知識を習得するために民間研修機関が開催する講座に職員を派遣している。 |
| 消防関係 | 新規採用職員事前研修 新任監督者研修 新任管理者研修 中堅職員研修 |

10 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（令和6年度）

| 区 分 | | 事務部局 | 消防関係 | 看護専門学校 | 計 |
|-------|------|-------|-------|--------|-------|
| 対象人員 | | 28 人 | 256 人 | 14 人 | 298 人 |
| 健康診断 | 受診人員 | 8 人 | 157 人 | 2 人 | 167 人 |
| 人間ドック | 受診人員 | 18 人 | 98 人 | 12 人 | 128 人 |
| 合計 | | 26 人 | 255 人 | 14 人 | 295 人 |
| 受 診 率 | | 92.9% | 99.6% | 100.0% | 99.0% |

(2) 公務災害等の認定状況等（令和6年度）

| 区 分 | | 管理者部局 | 消防関係 |
|-----|------|-------|------|
| 認定 | 公務災害 | 1 件 | 5 件 |
| | 通勤災害 | 0 件 | 0 件 |
| | 計 | 1 件 | 5 件 |

(3) その他主な福利厚生事業の概要（令和6年度）

| 区 分 | 概 要 |
|------------|---|
| 構成市からの派遣職員 | 各派遣元に同じ |
| プロパー及び消防職員 | 職員の福利厚生事業の運営のため、互助会を組織している。互助会は、会員掛金で運営され、余暇有効活用等助成、各種祝金・弔慰金等の給付、自己啓発助成等の事業を行っている。 会員数 273 人（令和6年4月1日現在） 会員掛金額 2,932 千円 |

焼津市ほか一組合公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条の規定による措置の要求については、令和6年度はありませんでした。

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第49条の2の規定による不服申立てについては、令和6年度はありませんでした。